# 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案

#### 目次

## 前文

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条-第7条)
- 第3章 豊かな地域環境の創造(第8条・第9条)
- 第4章 市民・コミュニティ組織(第10条-第12条)
- 第5章 議会・行政(第13条-第21条)
- 第6章 参加と協働(第22条 第27条)
- 第7章 条例の実効性の確保(第28条・第29条)

#### 前文

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光道中の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。市となってから半世紀余、都市化が進み、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきましたが、現在も首都近郊にあって貴重な農地が残る、水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、今後も、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる 風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある 都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間 性豊かな都市として成長していくことを期待しています。

今日の地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、今、わたした ちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思 いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに 取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、 水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安 心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境の創造に取り組み、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高 規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、越谷市における自治のまちづくりの基本理念、目標 および市政運営の基本的ルールおよび仕組み等、市政に関する基本的事 項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を 図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

(最高規範としての条例の位置づけ)

- 第2条 この条例は、市が定める条例、規則等の最上位に位置する市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈運用ならびに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。
- 2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨に そって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃 する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を 図ります。

(主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。 まちづくり 市民生活の様々な分野における市民および市が関わる すべての公共活動および取り組みをいいます。 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。

市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。

行政 市長その他の執行機関をいいます。

第2章 自治の基本理念と基本原則

(自治の基本理念)

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづく りの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

(参加の原則)

第5条 市は、市の政策や施策の立案、実施および評価それぞれの過程において、市民の参加が基本となるような市政の運営を推進します。

(協働の原則)

第6条 市民および市は、協働を基本とした市政の運営に努めます。

(情報共有の原則)

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていくととまして、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心し、楽しく生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとと もに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活して いけるまちづくりをすすめます。

- 2 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。
- 3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。
- 4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で 誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

第4章 市民・コミュニティ組織

(市民の権利)

- 第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する 権利があります。
- 2 市民は、市が保有する情報を知る権利があります。
- 3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。
- 4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利が あります。

(市民の責務)

- 第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流 を深めるよう努めます。
- 2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。 (地域コミュニティ組織と市民活動団体)
- 第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相 互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人 間性豊かなまちづくりをすすめます。

- 2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。
- 3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。

第5章 議会・行政

(議会の役割と責務)

- 第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営 に関する監視および評価の充実を図り、公益の実現に努めます。
- 2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立 案機能の向上に努めます。
- 3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営 に努めます。
- 4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、 議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

- 第14条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、 市政に反映させるよう努めます。
- 2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。
- 3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行します。

- 2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。
- 3 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的で効果的 な行政運営を行い、市民の負託に応えます。

(市職員の責務)

- 第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。
- 2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。 (公益通報)
- 第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼 を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、 その行為または事実を通報しなければなりません。

(行政運営の原則)

- 第18条 行政は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。
- 2 行政は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、 市民福祉の増進に努めます。
- 3 行政は、市政情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりでする。
- 4 行政は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、 その経過、内容、効果および手続等を市民に分かりやすく説明します。
- 5 行政は、市の課題や市民の要望に対応するため、自らの責任において 法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。
- 6 行政は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自 治の推進に努めます。

(財政運営)

第19条 行政は、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働き かけるとともに、市有財産の活用等を図ることにより、財政基盤の強化 に努めます。

- 2 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をは じめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとと もに、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 3 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分 な情報を市民に分かりやすく公表します。

(組織)

- 第20条 行政は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。
- 2 行政は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化 に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

(危機管理)

- 第21条 行政は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、 市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。
- 2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

### 第6章 参加と協働

(行政評価)

- 第22条 行政は、効率的で効果的な市政運営を図るため、行政内部および外部による評価を実施します。
- 2 行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

(市民の行政への参加)

第23条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実

- 施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。
- 2 行政は、審議会等の附属機関およびこれに類するものの委員には、市 民公募の委員を加えるよう努めます。
- 3 行政は、前項の市民公募を行うにあたっては、障がい等により自らの 意思を伝えることが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働)

- 第24条 行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進 します。
- 2 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織および集団の役割を認識し、これを尊重・支援します。

(市民の活動支援)

第25条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。

(意見公募手続)

- 第26条 行政は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続きを行います。
- 2 行政は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りま とめて公表します。

(住民投票)

- 第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、 市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上 の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民 投票の実施を請求することができます。
- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格 要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。

- 3 前 2 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の請求の処置等に 関しては、地方自治法の規定の例によります。
- 4 市は、住民投票の結果を尊重します。

第7章 条例の実効性の確保

(推進会議の設置等)

- 第28条 本市における自治の推進を図るため、市長の附属機関として、 自治基本条例推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。
- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、本市における自治の推進に関し必要な事項について調査および審議します。
- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、自治の推進に関する重要事項 について、市長に意見を述べることができます。
- 4 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(条例の改正手続き)

第29条 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重 します。